

---

## 監査委員公表

---

### 監査委員公表第9号

令和5年10月3日付R05-21000-00746の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月22日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	近藤	智昭
同	饗庭	敦子

5 交 管 第 1 3 9 号  
令和5年11月27日

長崎県監査委員 下 田 芳 之 様  
長崎県監査委員 砺 山 和 仁 様  
長崎県監査委員 近 藤 智 昭 様  
長崎県監査委員 饗 庭 敦 子 様

長崎県知事 大石 賢吾  
( 公 印 省 略 )

令和5年度長崎県公営企業会計定期監査結果に  
係る措置について (通知)

令和5年10月3日付け R05-21000-00746 の監査結果の報告に基づき、別紙の  
とおり措置を講じたので通知します。

## 令和5年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計:長崎県交通事業会計 所管部局:交通局

### 【1 意見】

監査の結果	講じた措置
<p><b>ア 経営状況について</b></p> <p>令和4年度の経営成績は、総収益が53億3,023万円で、総費用は48億7,664万円、純損益は4億5,360万円となっており、前年度に比べ8億2,504万円改善している。</p> <p>改善の主な要因は、運輸収入が大幅増となったことに加えて、令和2年度に見直しを行った経営計画に沿って、投資事業の抑制、資産の有効活用、人員の見直し、各種経費の節減による収支改善を実施したほか、路線バスの効率化を図るために長崎自動車株式会社(長崎バス)と共同経営方式による長崎市域の路線バス再編などに取り組んだことによる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響は改善傾向にあるものの、少子化による人口減少や乗務員の確保難など、今後も交通事業を取り巻く厳しい経営環境が見込まれることから、今後とも、県民生活の維持・向上を念頭に置いて、経営計画に沿った健全経営を維持することにより、公営の交通事業者として地域生活交通の確保に努める必要がある。</p>	<p>令和5年度からはじまる経営計画後期5か年行動計画を令和4年度に策定し、営業所再編やバスへの投資の再開、路線バスの効率化などに取り組むこととしており、これらを着実にを行うことで、地域生活交通の確保に努めていく。</p>
<p><b>イ 固定資産の売却について</b></p> <p>諫早バスターミナルの土地売却(建物等解体を含む)の会計処理について、土地の売却代金から土地の簿価金額を差し引いた約4億円を特別利益とし、土地に付帯する建物等の残存簿価を資産減耗費としている。</p> <p>今回の土地に付帯する建物等の会計処理については、経常的なものではなく、金額が大きいことから、営業費用の資産減耗費ではなく特別損失とすべきであったと考える。</p>	<p>今後同様な事案があった場合には、監査意見も踏まえ対応していく。</p>

5 水 対 第 1 9 9 号  
令和5年11月30日

長崎県監査委員 下 田 芳 之 様  
長崎県監査委員 砺 山 和 仁 様  
長崎県監査委員 近 藤 智 昭 様  
長崎県監査委員 饗 庭 敦 子 様

長崎県知事 大石 賢吾  
( 公 印 省 略 )

令和5年度長崎県公営企業会計定期監査結果に  
係る措置について (通知)

令和5年10月3日付け R05-21000-00746 の監査結果の報告に基づき、別紙の  
とおり措置を講じたので通知します。

## 令和5年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計:長崎県流域下水道事業会計 所管部局:水環境対策課、県央振興局

### 【1 指摘事項】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 契約保証金について</p> <p>令和3年12月に契約した大村湾南部浄化センター主流入ゲート・機械濃縮電気設備工事の契約保証金について、長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則第45条等に基づき、流域下水道事業会計の預り金として会計処理すべきところ、長崎県財務規則第125条に基づく一般会計の保管金として会計処理を行っていたので、適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>今後はこのようなことがないよう、適正な会計処理方法に関する確実な事務の引継や年度当初等適切な時期における関係職員間での事務処理方法の確認等を徹底してまいります。</p>
<p>イ 建設改良工事の前金払について</p> <p>長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則第38条(前金払)について、地方自治法改正(平成28年)が反映されていないので、適正な例規の管理を行うこと。</p>	<p>前金払については、平成28年の地方自治法施行規則改正の趣旨を踏まえ、特例規則を所管する会計課と協議を行った結果、必要な改正が行われ、令和5年8月15日から適用されております。</p> <p>今後も、関係法令等の改廃については十分留意し、適正な例規の管理に努めてまいります。</p>

### 【2 意見】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 公営企業としての会計処理の徹底について</p> <p>今回の監査において、預り金として処理すべき契約保証金を一般会計の保管金として処理した事例、長崎県公営企業会計の根拠規定が改正されないまま会計処理が進められていた事例が見受けられたので、一般会計と公営企業会計を混在して処理する所属における同様の事務処理誤りの再発防止に向けて適切な対応を図られたい。</p>	<p>今後、企業会計としての事務処理については、根拠等も含めて確認を徹底いたします。</p> <p>加えて、担当者異動時の引継ぎを確実に行うとともに、年度当初に一般会計と企業会計の相違点を組織として確認し、事務処理誤りが生じないように十分留意してまいります。</p>